

2019 年度（平成 31 年度）
横浜国立大学交換留学（派遣）
募集要項
（一次募集）

平成 30 年 9 月 14 日

（修正：平成 30 年 10 月 19 日、平成 30 年 10 月 5 日）

横浜国立大学国際戦略推進機構

2019 年度（平成 31 年度）横浜国立大学交換留学（派遣）募集要項（一次募集）について、一部訂正がありました。
下記のとおりお詫びして訂正します。

正誤表

2018 年 10 月 19 日付訂正

	(誤)	(正)
7 ページ(別表 3)	<u>2019 年 12 月 7 日（金） 交換留学派遣候補生の発表</u> <u>2019 年 12 月 13 日（木） 12:10～12:50 第 1 回オリエンテーション</u>	<u>2018 年 12 月 7 日（金） 交換留学派遣候補生の発表</u> <u>2018 年 12 月 13 日（木） 12:10～12:50 第 1 回オリエンテーション</u>
18 ページ（4）	公益財団法人みずほ国際交流奨学財団 日本人奨学生募集（2019 年度） <u>応募締切： 2018 年 12 月 20 日午前 11 時</u> 応募書類： 奨学金申請書、成績証明書、家計基準確認票。（学内選考通過者は、 <u>1 月 17 日</u> までに、指導教員の推薦状、住民票、健康診断書（直近のもの。コピー可）、平成 29 年源泉徴収票の写しを提出する必要あり）。	公益財団法人みずほ国際交流奨学財団 日本人奨学生募集（2019 年度） <u>応募期間： 2018 年 12 月 7 日～2018 年 12 月 12 日午後 5 時</u> 応募書類： 奨学金申請書、成績証明書、家計基準確認票。（学内選考通過者は、 <u>1 月 15 日</u> までに、指導教員の推薦状、住民票、健康診断書（直近のもの。コピー可）、平成 29 年源泉徴収票の写しを提出する必要あり）。

2018 年 10 月 5 日付訂正

	(誤)	(正)
7 ページ(別表 2) 二次募集(追加募集)	2018 年 12 月 18 日～2019 年 1 月 9 日午前 11 時	2018 年 12 月 18 日～2019 年 1 月 9 日午前 11 時 <u>（ただし「2019 交換留学派遣応募ファイル」(Excel データ) のみメール添付での提出で 2019 年 1 月 4 日午前 11 時の締切となる予定）</u>
17 ページ（1）	<u>「5. 申請書（自動入力）」</u> に正しく反映されているか確認すること。	<u>「3. 申請書（自動入力）」</u> に正しく反映されているか確認すること。
17 ページ（2）	「2019 交換留学派遣申請書」Excel データの「2. 入力シート（申請時）」 の奨学金の該当欄で「希望する」を <u>選択し、「3. 申請書（自動入力）」に</u> <u>正しく反映されているか確認すること。</u>	「2019 交換留学派遣申請書」Excel データの「2. 入力シート（申請時）」 の奨学金の該当欄で「希望する」を <u>選択すること。</u>

2019 年度（平成 31 年度）横浜国立大学交換留学（派遣）募集要項（一次募集）

2019 年度に海外の協定校へ派遣する学生の募集を行います。

1. 概要

横浜国立大学交換留学（派遣）とは、本学正規課程の学生が本学に在学したまま、本学が学生交流覚書を取り交わしている海外の大学（以下「協定校」とする。）において、科目を履修したり研究指導を受けたりすることを目的とする教育プログラムです。海外に身を置いて大学生活を送ることにより、専門科目の知識や語学力の向上のみならず、複合的な思考力や判断力、さらには多様性への深い理解に基づく問題解決能力等を具備することを交換留学（派遣）の目的としています。

交換留学派遣生（以下「派遣生」とする。）¹は、1 年以内の 1 学期又は複数学期の間派遣される本学の協定校において、原則として専攻分野に関係する授業等を履修します。留学中も本学規定の授業料を本学に納めることにより、派遣先大学で授業料が徴収されない仕組みになっています。留学期間は本学の修業年限に通算され、条件を満たせば本来の修業年限で卒業、修了することも可能です。また、派遣先大学の所定の要件を満たした場合には、単位が付与されます。その単位が、本学での単位として認定されるかどうかについては学部・学府・研究科によって異なりますので、事前に所属する学部・学府・研究科に相談する必要があります。

派遣生となるためには、学内選考により交換留学派遣候補生（以下「候補生」とする。）²となった後、本学から協定校へ推薦され、協定校における審査後、受入れ許可を得る必要があります。派遣生は、本学を代表しているという自覚を持ち、本学の学生として十分な良識と責任を持って行動し、派遣先大学においても学業に精励するとともに国際交流に貢献することが求められます。

交換留学（派遣）学内応募にあたっては、留学に関する情報収集（希望先大学の概要、留学先の国の文化・社会事情・生活習慣、海外安全情報（危険情報）、留学に掛かる費用ほか）を十分に行い、帰国後の本学での学修や将来の進路も含めた明確な目的と計画を持った上で応募者本人が申請書を作成してください。また、留学前や留学後の本学での学修、将来の進路、留学に掛かる費用も含めて留学について両親等家族と十分に話し合い、理解を得たうえで応募してください。

2. 対象期間

2019 年度中（2019 年 4 月から 2020 年 3 月まで）に開始する交換留学（派遣）を対象とする。派遣期間は、3 か月以上 1 年以内の協定校の学期単位とする。派遣開始時期は、協定校の学年暦の最初の学期からのみ可能とする。ただし、別紙「2019 年度 交換留学（派遣）対象大学一覧」で「例外的に認められる留学開始月」欄に月の記入がある一部の協定校については、「例外的に認められる留学開始月」欄記載の月から始まる学期からも可能である。

3. 募集対象協定校

別紙「2019 年度 交換留学（派遣）対象大学一覧」のとおり。希望大学は第 5 希望まで記入することができる。候補生決定後は、原則として辞退は認められないため、希望先大学は十分検討した上で、慎重に記入すること。

¹ 別表 1 参照

² 別表 1 参照

4. 応募資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 学業成績・人物共に優秀な者。
- (2) 留学の目的及び計画が明確で、留学による効果が期待できる者。
- (3) 応募時に本学学部又は大学院の正規課程に在籍しており、協定校が定める願書締切の約3か月前から留学期間を通じて本学学部又は大学院の正規課程に在学する者。
- (4) 希望先大学が定める要件を満たしている者³。
- (5) 派遣先における学修及び生活を十分に行うことができる語学力を有する者。

5. 語学要件

- (1) 派遣先大学において英語で学習する場合の語学要件

学内語学基準	定 義	TOEFLiBT	IELTS
学内応募語学基準	派遣先大学において英語で学習する場合、 <u>本学学内選考応募時</u> に原則として最低限必要な語学スコア ⁴	70	5.5
学内派遣語学基準	派遣先大学において英語で学習する場合、 <u>留学開始時</u> までに原則として最低限必要な語学スコア	80 相当	6.0 相当

① 語学能力証明について

受験日が2016年11月1日以降のTOEFL iBT又はIELTS（アカデミック・モジュール）のスコアを有すること。ただし、別紙「2019年度 交換留学（派遣）対象大学一覧」の「TOEFL ITP」欄に丸印のある協定校（英語で授業を受ける場合）については、TOEFL iBT又はIELTSに代えて2016年11月1日以降に受験したTOEFL ITPのスコアを語学能力証明として提出することもできる。

② 希望先大学の語学要件について

応募時点で希望先大学が定める語学要件を満たしていることは、一次募集においては、必須の条件である。

【参考情報】追加募集（二次募集及び三次募集）では、応募書類、本学の成績、語学力、面接等により総合的に評価した上で、応募時の語学能力試験スコアが希望先大学の定める語学要件にTOEFL iBT 総合10以内又はIELTS 総合1.0以内不足する者（総合点は満たしているがセクション毎の要件を満たさない者も含む）を補欠候補生⁵とすることもあるため、追加募集（二次募集及び三次募集）については応募時点で希望先大学が定める語学要件よりTOEFL iBT 総合10以内又はIELTS 総合1.0以内不足する場合でも応募可能とする。

③ 本学学内応募語学基準について

本学では、TOEFL iBT 70又はIELTS（アカデミック・モジュール）5.5を派遣先大学において英語で学習する場合の学内応募語学基準としている。希望先大学の語学要件が本学の学内応募語学基準より低く設定されている場合でも、一次募集においては、学内応募語学基準を満たすことは必須の条件である。【参考情報】追加募集（二次募集及び三次募集）では、希望先大学が定める語学要件は満たし本学学内応募語学基準を満たさない者について、応募書類、本学の成績、語学力、面接等により総合的に評価した上で、候補生とすることもある。

④ 本学学内派遣語学基準について

派遣先大学において英語で授業を受けるためには、一般的にはTOEFL iBT 80相当以上又はIELTS 6.0相当以上の語学力が要求される。本学では、学内選考時はTOEFL iBT 70又はIELTS 5.5を学内応募語学基準としているが、留学開始時まではTOEFL iBT 80相当以上又はIELTS 6.0相当以

³ 参考情報：追加募集（二次募集及び三次募集）については5.（1）②【参考情報】参照。

⁴ 参考情報：追加募集（二次募集及び三次募集）については5.（1）③【参考情報】参照。

⁵ 別表1参照

上の語学力を備えられるよう候補生決定後も引き続き語学力の向上に取り組むこと。

⑤ TOEFL ITP について

別紙「2019 年度 交換留学（派遣）対象大学一覧」の「TOEFL ITP」欄に丸印のある協定校（英語で授業を受ける場合）については、語学能力証明として TOEFL ITP のスコアを提出することができる。

この場合の学内応募語学基準は TOEFL ITP 500 点、学内派遣語学基準は TOEFL ITP 520 点である。

（2）派遣先大学において英語以外の言語で学習する場合の語学要件

① 語学能力証明について

下記（い）～（は）のうち、いずれかを提出すること。

（い）語学検定試験の成績（仏語検定、独語検定、HSK など）

（ろ）語学学校等の修了証書等

（は）外国語の履修証明（本学成績証明書に明記されたもの）

② 語学要件について

応募時点で希望先大学が定める語学要件を満たしていることは、必須の条件である。候補生決定後も引き続き語学力の向上に取り組むこと。

6. 応募書類

提出書類	様式	提出形式
（1）2019 交換留学派遣応募ファイル	ファイル YNU-10	Excel データ
（2）学内申請書	様式 YNU-11	紙媒体
（3）成績証明書	（日本語版）	紙媒体
（4）語学能力証明書		紙媒体
（5）誓約書	様式 YNU-14	紙媒体

（1）2019 交換留学派遣応募ファイル

① まず、「2. 入力シート（応募時）」の D 列にすべて入力する。

② ①で入力した内容が「3. 学内申請書」にすべて反映されているか、1 枚に収まっているか確認する。2 枚以上になる場合は「2. 入力シート（応募時）」に戻って字数等を調整する。

③ 「4. 留学計画書（応募時）」を入力する。「留学を希望する理由」及び「留学計画の概要」は派遣先大学での学修で使用する言語で作成すること。英語以外の言語で作成する場合は、日本語訳を別紙に作成し添付すること。

④ 「5. 履修予定科目リスト」を入力する。希望大学のウェブサイト等で履修予定科目を調べて記入する。

⑤ Excel データのファイル名を「2019 交換留学派遣応募ファイル_学籍番号_氏名」に変更する。

（2）学内申請書

（1）②の「3. 学内申請書」（2 枚以上不可。1 枚に収めること）を印刷して提出する。

（3）成績証明書

「個別成績表」ではなく「成績証明書」（日本語版）を提出する。

（4）語学能力証明書

① 派遣先大学において英語で学習する場合

5. (1) ①のとおり。応募時はスコアの表示されたウェブサイトをプリントアウトしたものでも可。氏名等が表示され、申請者本人のスコアであることが確認できるものを提出すること。ただし、候補生となり協定校への手続きをする際には原本が必要となるため、原本を提出できるように準備しておくこと。

② 派遣先大学において英語以外の言語で学習する場合

5. (2) ①のとおり。

(5) 誓約書

内容をよく読み確認したうえ、自筆で署名すること。

7. 提出期限

平成30年10月30日（火）午前11時 期限厳守

窓口受付：平日 8:30～12:45、13:45～17:00（10月30日のみ 8:30～11:00。土日祝日は受け付けない）

Wi-Fi 環境やコンピューターの不具合等の理由であっても原則として提出期限の延長は認めない。

8. 提出先

一度提出した書類は差し替え及び返却はできないため、よく確認の上、提出すること。

紙媒体提出場所：学務部国際教育課留学交流係（学生センター（キャンパスマップ S5-1）2階）

データ提出方法：kokusai.ryugaku@ynu.ac.jp 宛てに Excel データを添付して送付。ファイル名は、2019 交換留学派遣応募ファイル_学籍番号_氏名とすること。件名は【2019 交換留学派遣応募_学籍番号_氏名】とすること。

9. 学内選考及び選考結果について

志望動機、学修計画、本学の成績、語学力、面接等により総合的に判断の上、選考が行われる。希望先大学が定める成績及び語学要件を満たすことで候補生に決定するわけではない。2018年12月7日（金）12:00（予定）に内定者（候補生）を学生センター1階掲示板に掲示する。

なお、最終的な留学許可の決定権は派遣先大学にあり、本学で候補生に決定しても派遣先大学からの受入許可が得られず留学できなくなることもあるので留意すること。また、誓約書記載事項を守れないとき、応募要件を満たしていないことが判明したとき、その他留学が適当でないと本学が判断する場合は、候補生となった後でも派遣できなくなることがある。

10. その他の条件、留意事項等

(1) 本学各部局指定の応募資格・条件は別紙「2019年度 交換留学（派遣）応募にあたっての部局別確認事項」のとおり。所属学部等によっては追加で必要となる提出書類や追加の条件もあるためよく確認すること。

(2) 別紙「2019年度 交換留学（派遣）対象大学一覧」に掲載されている情報が留学に必要な条件の全てではない。協定校の定める語学要件が受入れ学部によって異なる場合もある。協定校によっては、交換留学生は受入れを行っていない専攻や履修できない科目もある。また、非英語圏の協定校において英語で授業を受ける場合は英語による授業が十分に開講されていないこともある。協定校の定

める受入基準、語学要件、申請締切、協定校情報等は予告なく変更されることがある。各協定校のウェブサイト等で最新情報をよく確認の上応募すること。なお、協定校へは短期留学コーディネーターを通じて連絡を取ることにしているため、候補生となるまで協定校へ直接コンタクトを取らないこと。

- (3) 応募までに指導教員等に相談してアドバイスを受けておくこと。
- (4) 大学院生については、協定校での交換留学受入れ可能な専攻の有無などを確認する必要があるため、2018年10月24日(水)までに本学国際教育課留学交流係にメールで相談し(メール送付先は、8. 提出先参照)、確認をとること。また、応募前に留学計画等について、指導教員の了承を得ておくこと。
- (5) 別紙「2019年度 交換留学(派遣) 対象大学一覧」で「要相談」に◎印がある協定校については、特に十分な相談や準備、派遣についての特別な調整が必要となる場合があるため、これらの協定校への派遣を希望する場合は、2018年10月24日(水)までに本学国際教育課留学交流係にメールで相談し(メール送付先は、8. 提出先参照)、確認をとること。
- (6) 2019年度 交換留学(派遣) 学内応募後の派遣期間の変更は原則として認められない。留学期間を決める際は、希望先大学のセメスター開始日と終了日(オリエンテーション期間等含む)、試験期間等をあらかじめ希望先大学ウェブサイト等でよく確認し、渡航前及び帰国後の本学での学修計画や進路を含めて十分検討した上で、慎重に決定すること。
- (7) 候補生決定後は、原則として辞退は認められない。
- (8) 学内応募後、候補生決定までの間にやむを得ない理由により、2019年度 交換留学(派遣) 応募の取り下げをする場合は、速やかに「2019年度 交換留学(派遣) 応募 取下げ願」を学務部国際教育課留学交流係窓口へ提出すること。候補生決定後は原則として辞退は認められないこと、応募取り下げは候補生決定に影響を及ぼす可能性があることから、「2019年度 交換留学(派遣) 応募 取下げ願」の提出期限は2018年12月3日午後5時とする。
- (9) 応募前に指導教員等所属学部/学府の教員へ相談することとなっているが、例外的に、応募直後の11月に所属学部/学府から応募学生に対して希望先大学変更についての指導が行われることがある。所属学部/学府による指導に基づき希望先大学を変更する場合は、所属学部/学府の指示に従い手続きを行うこと。
- (10) 2019年度交換留学(派遣) 募集は別表2のとおり実施される予定。奨学金の割り当ては、一次募集応募者のほうが二次・三次募集よりも有利となる場合がある。
- (11) 派遣先大学では所定の要件を満たした場合は単位が付与されるが、派遣先大学で取得した単位の本学での認定については、各部局によって取扱いが異なる。
- (12) 日本出発日から日本帰国日までの全留学期間中にわたり、本学が指定する留学保険(参考: 2018年の保険料は約11万円/年(2019年の保険料は未定))及び本学が指定する留学サポートプログラム(会費: 約2万円/年(2019年の会費は未定))に加入すること。派遣先大学又は国・地域から加入が義務付けられている現地の保険があっても、本学が指定する留学保険にも加入すること。現地の保険への加入が派遣先国や派遣先大学から義務付けられている場合は、派遣先指定及び本学指定の双方の保険に加入しなければならないため、保険に掛かる出費が非常に多くなることもある。なお、交換留学派遣帰国生による留学に掛かった費用についての報告「留学費用調べ」は学生センター2階で閲覧可能。

- (13) 交換留学(派遣)は、授業料相互不徴収の学生交流覚書に基づいて派遣されるため、授業料は本学に納め、派遣先の協定校において授業料を払う必要はないが、施設使用料等が必要となる場合はある。また、留学開始前の準備コースや付属語学学校での授業など、一部有料となるプログラムもある。
- (14) ビザ、寮の申請や渡航手続きについては、遅滞、漏れがないよう十分留意し、各自責任を持って行うこと。派遣先大学から提供される学生寮等は派遣年度により条件が異なる場合があるため留意すること。ビザは、派遣先国によって、申請方法などが異なるため、在日大使館ウェブサイトなどで最新情報を収集し、余裕をもって申請すること。なお、イギリスへの留学には、ビザ申請のために、認定されたテストセンターでの IELTS の受験が必要となることがあるため注意すること(詳細は、英国ビザ・イミグレーション、英国大使館等へ確認すること)。
- (15) 候補生に決定した後、派遣先国又は地域が外務省によりレベル2「不要不急の渡航は止めてください。」に指定された場合など、派遣すること又は派遣を継続することが危険であると本学が判断した場合には、派遣中止又は途中帰国を命ずることもあるので、その場合は本学の判断に従うこと。
- (16) 派遣生、候補生及び補欠候補生は、派遣前オリエンテーションに参加すること、報告書等の所定の書類を遅滞なく提出すること、留学後に体験談発表を行うことが必須となるので留意すること。
- 2019年度交換留学(派遣)一次募集応募後のスケジュールは、別表3のとおり。

別表1 交換留学候補生/派遣生/ 補欠候補生の定義

状 況	定 義
交換留学派遣候補生 (候補生)	本学での学内選考により派遣先大学が内定した者
交換留学派遣生 (派遣生)	候補生決定後に本学から協定校へ推薦され、協定校での審査を経て、協定校から受入れ許可の通知を受領した者
交換留学補欠候補生 (補欠候補生)	【二次募集及び三次募集のみ】 派遣先大学において英語で学習する場合は、応募書類、本学の成績、語学力、面接等により総合的に評価した上で、応募時の語学能力試験スコアが希望先大学の定める語学要件に TOEFLiBT 総合 10 以内又は IELTS 総合 1.0 以内不足する者（総合点は満たしているがセクション毎の要件を満たさない者も含む）を補欠候補生とすることがある。補欠候補生となった者が候補生となるためには、希望先大学の語学要件を満たすスコアを本学が指定する日（希望先大学出願締切の約 1～3 か月前を目安に本学が指定する日）までに本学指定の方法で提出することが必要となる。指定日までに語学要件を満たすスコアを提出することができない場合は補欠候補生から外れ、学内選考不採用となる。

別表2 2019 年度交換留学（派遣）募集スケジュール

募 集	対象となる留学開始時期	募集時期
一次募集	秋派遣（2019 年 7～10 月） 春派遣（2020 年 1～3 月）	～2018 年 10 月 30 日午前 11 時
二次募集（追加募集）	秋派遣（2019 年 7～10 月） 春派遣（2020 年 1～3 月）	2018 年 12 月 18 日～2019 年 1 月 9 日午前 11 時 (ただし「2019 交換留学派遣応募ファイル」(Excel データ) のみメール添付での提出で 2019 年 1 月 4 日午前 11 時の締切となる予定)
三次募集（追加募集）	春派遣（2020 年 1～3 月）	2019 年 6 月 24 日～2019 年 6 月 28 日午前 11 時

別表3 2019 年度交換留学（派遣）一次募集応募後のスケジュール

年 月 日		事 項
2018 年	10 月 30 日午前 11 時	2019 年度交換留学応募締切
	10 月下旬～11 月中旬頃	所属部局での面接等（所属学部等により異なる）
	12 月 7 日（金）	交換留学派遣候補生の発表
	12 月 13 日（木）12:10～12:50	第 1 回オリエンテーション
2019 年	2 月 12 日（火）10:00～14:00	第 2 回オリエンテーション
	2 月以降順次	派遣先大学への申請
	4 月 11 日（木）12:10～12:50	第 3 回オリエンテーション
	5 月 22 日（水）12:10～12:50	第 4 回オリエンテーション
	7 月 1 日（月）12:10～12:50	第 5 回オリエンテーション
	7 月 12 日（金）12:10～12:50	第 6 回オリエンテーション
	7 月以降順次	留学開始
2020 年 2、7 月、2021 年 2 月 ※		候補生との座談会
2020 年 2、7 月、2021 年 2 月 ※		帰国後ミーティング
2020 年 2、4、5、6、7、12 月、2021 年 2 月 ※		交換留学派遣説明会での留学体験談プレゼン及び相談会

第 1～6 回オリエンテーションはすべて参加必須であり（予定）、遅刻・欠席・早退は認められません。詳細は第 1 回オリエンテーションで説明します。

※ 帰国後は、各イベントにいずれかの日程でそれぞれ 1 回以上参加すること。

別紙

2019 年度 交換留学（派遣）応募にあたっての部局別確認事項

各部局で指定されている応募資格及び確認事項は次のとおり。

教育人間科学部、教育学部 教育学研究科	別紙「選考面接に関わる書類の提出について」のとおり。
経済学部	別紙「経済学部交換留学（派遣）推薦基準について」のとおり。 なお、応募書類と一緒に「2019 年度交換留学（派遣）面接希望日程回答票【経済学部】」を提出すること。
経営学部	別紙「交換留学派遣にあたっての追加事項（経営学部）」のとおり。 なお、応募書類と一緒に「交換留学派遣に関する同意書」を提出すること。
理工学部	別紙「理工学部交換留学（派遣）の推薦基準について」のとおり。
都市科学部	別紙「都市科学部交換留学（派遣）の推薦基準」のとおり。
工学府、理工学府	推薦基準は設けていないが、理工学府係と指導教員に履修や研究計画について相談の上、応募すること。

教育学部（教育人間科学部）・教育学研究科の学生で交換留学（派遣）を希望する皆さんへ

選考面接について

教育学部（教育人間科学部）・教育学研究科の学生で交換留学（派遣）を希望する方は、国際教育課留学交流係へ決められた書類を添えて申請手続きを行った後、下記の日程で面接による選考が行われます。

なお、今年度より、面接の際に必要な書類は特にありません。

記

【面接試験日程】

日 程：平成30年11月12日（月）、11月13日（火）の昼休み（予定）

集合場所：7-105A（控え室）（予定）

※諸事情で日程が変更となる可能性もございます。掲示をよく確認するようにしてください。

面接の順番及び各個人の面接開始時間については、**11月5日（月）に教育学部掲示板に掲示及びメール**にてご連絡いたします。面接にこなかった場合は放棄とみなされますので、予定をあけておいてください。原則として指定された面接日の変更はできません。

（裏面に続く）

【交換留学（派遣）応募上の注意】

交換留学（派遣）は、本学の海外協定大学で一般授業を受けることを想定した制度です。そのため、英語の場合はTOFEL iBT80～92以上(大学により最低基準は異なる)の語学力が要求されますが、それと同時に現地で何を学ぶのか、それを帰国後の勉学にどのように生かすのか、卒業後の就職や進学などと関連づけて考えておく必要があります。

また、非英語圏のフランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、ロシア語圏などに留学する場合は現地で日常生活を支障なく送るため、一定の語学能力が求められます。大学で初めて学んだ言語圏へ留学する時には、現地でも語学研修をしっかりと行い、その後に一般授業の履修という順序になることもあります。しかし、その場合でも留学を単に語学研修のためだけのものにしないよう、明確な目的や計画を持つことが求められます。

語学力と共に、留学先の文化や社会などを深く学ぶためにも、応募前に派遣先の国や地域の事情、および歴史や社会についての基本的情報を押さえ、派遣を希望する大学の授業科目やプログラムなどを調べるなどして、明確な目的を持った留学計画を立てておくようにして下さい。これらの項目は派遣留学の選抜において重視されます。

なお、教育学部（教育人間科学部）においては、G P A 3.0以上を学部推薦の最低条件としております。G P Aが3.0に満たない場合は、書類審査により不合格となりますので、その旨ご承知おきください。

【推薦のための最低条件】

- ・ G P A 3.0以上

【本件担当】

教育学部 学務第一係

TEL : 045-339-3259

E-mail:edu.gakumul@ynu.ac.jp

【経済学部交換留学（派遣）推薦基準について】

経済学部では、本学部生を交換留学（派遣）生として推薦するにあたり、独自の基準を設けています。学内派遣基準と共に注意してください。

【経済学部派遣基準】

1. 国際性に優れていること。
2. 当該年度春学期終了時点での成績が、GPA3.25 以上であること（第 2,3 次募集の場合は、前の学期終了時での成績が規定以上であること）。
3. 派遣決定後に辞退等をした場合には、その後 1 年間は再応募を認めないことがある。
4. 非英語圏に留学する場合は、第 2 外国語の学習歴を提出すること（英語プログラムを除く）。
*2 年間に相当する学修量及びレベルを満たさない場合は、現地での専門クラス履修することができない。

その他交換留学（派遣）に関する詳細は、経済学部で作成・配布している「Global Studies in Economics」を参照してください。

以上

経済学務係

2019年度交換留学(派遣)一次募集 面接希望日程回答票【経済学部】

学籍番号：

氏名：

面接可能時間帯を下表に記入してください。

下段へは、11月5日(月)～11月21日(水)の日程のうち、都合の悪い日程等を記載してください。

面接の日程調整に関する連絡は、11月上旬に経済学務係(int.keizai@ynu.ac.jp)よりメールにてお送りします。

	11/6(火)	11/8(木)	11/13(火)	11/15(木)	11/20(火)
9:00～					
10:00～					
11:00～					
12:00～					
13:00～					
14:00～					
15:00～					
16:00～					
17:00～					

記入例

	11/6(火)	11/8(木)	11/13(火)	11/15(木)	11/20(火)
9:00～	○	×	×	○	○
	○	○	×	×	○

2018 年 8 月 9 日

交換留学派遣にあたっての追加事項（経営学部）

経営学部国際交流委員会

1. 応募時の通算 GPA を 3.0 以上とする。(3.25 以上が望ましい)
2. 応募時に保護者の同意書も提出する。(別紙「交換留学派遣同意書」)
3. 内定後の辞退並びに行き先変更は、原則として認めない。(※正式派遣確定は、派遣先大学の留学許可を得た時点となる。)
4. (平成 28 年度以前の入学者) 3,4 年生の応募者に関しては、渡航前に学部並びに学科必修科目を修得済（または修得見込）とする。
(平成 29 年度以降の入学者) 3,4 年生の応募者に関しては、渡航前に学部教育科目の必修科目を修得済とする。
5. 協定先で英語コースを希望する者は、応募時に有効期間内の TOEFL iBT もしくは IELTS のスコアを提出する。応募時におけるスコアの点数は問わないが、有効期間を経過したスコアについては受付けない。
6. ゼミ指導教員（1 年生と 2 年生春学期の場合はリテラシー担当教員）からの推薦書（様式自由）も応募時に提出する。推薦書は任意ではあるが、できる限り提出することが望ましい。

以上

交換留学派遣に関する同意書

横浜国立大学経営学部長殿

私は、以下の者の交換留学応募について下記の通り同意します。

記

派遣学生氏名：

学籍番号

1. 交換留学派遣への応募

2. 希望先大学名

第一希望：

第二希望：

第三希望：

第四希望：

第五希望：

※内定後の辞退並びに行き先変更は、原則として認めない。（※正式派遣確定は、派遣先大学の留学許可を得た時点となる。）

以上

年 月 日

保護者名： 印

理工学部で交換留学(派遣)を希望する皆さんへ

理工学部交換留学(派遣)の推薦基準について

全学的な応募資格に加え、理工学部生の推薦基準を以下のように定めています。確認のうえ、申請してください。

(1) および(2)の両基準を満たすこと

(1) 学業成績優秀の「基準」

通算 GPA:3.0 以上

(2) 修得単位状況の「基準」

学年を考慮して各 EP において判定

(平成27年9月4日 理工学部代議員会承認)

理工学部教務係

平成29年5月17日代議員会決定

都市科学部交換留学（派遣）の推薦基準

都市科学部が定める以下の「1.」及び「2.」の基準を満たし、且つ、大学が定める「応募資格及び条件」及び「語学要件」を満たしていること。

1. 学業成績の「基準」

通算 GPA 3.0 以上

2. 修得単位状況の「基準」

学生を考慮して各学科において判定

奨学金について

(1) 日本学生支援機構 (JASSO) による「海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金」

給付型奨学金制度で、奨学金額は月額 6～10 万円 (派遣地域により異なる)。応募資格は、日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者、JASSO の定める成績評価係数が 2.3 以上の者、経済的理由により自費のみでの留学が困難な者 (原則として JASSO が実施する平成 30 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とする)、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額が当奨学金の支給金額を超えない者、等。現時点では本学の全学交換留学 (派遣) プログラムに対する奨学金の採択は不明だが、この奨学金への申請を希望する者は、「2019 交換留学派遣申請書」Excel データの「2. 入力シート (申請時)」の奨学金の欄で「希望する」を選択し、「3. 申請書 (自動入力)」に正しく反映されているか確認すること。なお、この奨学金は、大学が実施する交換留学による国際教育プログラムに対する奨学金となるため、奨学生は、国際教育プログラムに参加することが求められる。奨学金希望者はこのことを十分理解の上、申請の際、奨学金受給を希望すること。2019 年度の採用プログラム、採択人数に応じて、2019 年度候補生のうち奨学金を希望する者の中から、選考により奨学生予定者を決定する。

(2) 横浜国立大学国際交流基金による横浜国立大学学術交流奨励事業 (交換留学派遣生奨学金)

横浜国立大学から、交換留学派遣生を対象として、日本学生支援機構による海外留学支援制度 (協定派遣) 等の給付型奨学金受給者を除く希望者の中から、選考の上、1 人につき 10 万円 (1 回限り) を上限に奨学金として支給する。支給人数は年度により異なる。この奨学金への申請を希望する者は、「2019 交換留学派遣申請書」Excel データの「2. 入力シート (申請時)」の奨学金の該当欄で「希望する」を選択すること。

(3) 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～

文部科学省が意欲と能力ある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩を踏み出す気運を醸成することを目的として 2013 年 10 月から開始した留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」の主な取り組みのひとつとして 2014 年からスタートした官民協働で取り組む海外留学支援制度。金額は渡航先及び家計基準によって異なり (月額 6 万、12 万、16 万)、返済不要の給付型。インターンシップ、フィールドワーク等の実践活動が含まれている留学計画が対象となる (交換留学 + 実践活動など)。詳細はトビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト参照 (<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>)。学内締切はトビタテ！留学 JAPAN ウェブサイトに記載されている募集期限よりも 1 か月以上早いため、注意すること。申請予定者は本学での提出期限について余裕をもって留学交流係まで問い合わせること。

(4) 公益財団法人みずほ国際交流奨学財団 日本人奨学生募集 (2019 年度) 【応募対象：一次募集で候補生に決定した者のみ】

本学から 3 名程度推薦した後に財団による書類選考及び面接審査あり。2019 年度秋学期から 1 年の交換留学のみが対象となる (春学期 (2020 年 2 月頃開始) から 1 年の留学や、秋学期から半年の留学は対象外)。本学での募集要項は学生センター 2 階留学交流係窓口で確認すること。

応募資格：①日本の国籍を有する者で、過去に長期間の海外生活経験がない者、②日本の大学の学部 (年次不問) に在籍する正規学生で、専攻分野が文科系である者、③所属する大学内の選考により、海外の協定校への交換留学が確実な者、④心身ともに健康な者、⑤国際理解と親善に深い関心を持ち、卒業後各分野において国際貢献に寄与しうる者、⑥当財団の奨学生となった場合、奨学金給付期間中は、他の (民間) 奨学財団等から奨学金

受給は不可

奨学金の金額等： 月額 10 万円の給付（返済不要）及び往復一回分の航空券実費相当額

応募期間： 2018 年 12 月 7 日～2018 年 12 月 12 日午後 5 時

応募書類： 奨学金申請書、成績証明書、家計基準確認票。（学内選考通過者は、1 月 15 日までに、指導教員の推薦状、住民票、健康診断書（直近のもの。コピー可）、平成 29 年源泉徴収票の写しを提出する必要あり）。

応募書類提出先： 学務部国際教育課留学交流係（学生センター2 階）

（５） 日本学生支援機構（JASSO）による貸与型の奨学金「第二種奨学金（短期留学）」

希望者は、留学時期により締切が異なるため、書類提出期限を確認の上、期限に遅れぬよう留学交流係の窓口まで必要書類を取りに来ること。

（６） その他の奨学金

学生センター掲示板の情報、JASSO による海外留学支援サイト等によって情報収集し、その他の奨学金制度を利用することもできる。<http://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/>

奨学金を複数受ける場合、併給を認めない場合があるので、奨学金を受ける団体に確認すること。JASSO「海外留学支援制度（協定派遣）奨学金」は、他団体等（在籍大学等及び派遣先大学等を含む）から派遣プログラム参加のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額（複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、「海外留学支援制度（協定派遣）奨学金」制度による奨学金月額を超えないこととしている。

よくある質問

【応募について】

Q1： 希望先大学欄に第 1 希望のみ記入したほうが、第 5 希望まで記入するよりも第 1 希望に決まる確率は高まりますか？

A1： 留学の目的及び計画が明確であるかぎり、基本的には、希望先大学数を第 1 希望に絞ったからといって学内選考で加点されたり、第 5 希望まで記入したために学内選考で減点されたりすることはありません。希望の大学が複数あればすべて（第 5 希望まで）記入してください。ただし、候補生決定後は、原則として辞退は認められませんので、安易に希望先大学を記入することのないようにしてください。

Q2： 候補生に決定する前に意向確認はありますか？

A2： ありません。前回募集（2018 年度交換留学（派遣）募集）は、第 1 希望以外の大学の候補生となる可能性が出た場合のみ、候補生発表前に意向確認を行っていましたが、今回の 2019 年度交換留学（派遣）募集では、第 2～第 5 希望に記入した大学の候補生となる場合であっても、候補生発表前の意向確認は行いません。候補生決定後は、原則として辞退は認められていませんので、希望先大学は十分検討した上で、慎重に記入してください。

Q3： 応募後でも、候補生決定前であれば、第 1 希望大学と第 2 希望大学を入れ替えたり、希望先大学を追加したりすることはできますか？

A3： できません。候補生決定前であっても、一度提出した書類は差し替え及び返却はできないため、応募の際は十分確認の上、提出してください。

Q4： 一次募集に応募して候補生になれなかった場合は二次募集に応募できますか？

A4： はい、できます。

Q5： 一次募集で候補生に決まりましたが、応募者が多いと思い希望しなかった協定校にまだ空きがあることがわかりました。候補生を辞退して二次募集に応募することはできますか？

A5： できません。候補生決定後は、原則として辞退は認められません。

Q6： 「応募までに指導教員等に相談してアドバイスを受けておくこと」とありますが、具体的にはどのようなことを相談するべきでしょうか。

A6： 所属学部/学府や学年等によっても相談する内容は異なりますが、留学前や留学後の本学での学修、留学中の学修、将来の進路等をよく考えたうえで、応募時までに留学計画について指導教員等に相談しておいてください。

【語学要件について】

Q7： 語学能力試験の結果が出るのが応募締切の 2 日後なので、語学能力試験以外の書類を締切前に提出し、語学スコアのみ締切後に提出することはできますか？

A7： できません。学内応募締切までに語学能力証明書（氏名等が表示され申請者本人のスコアであることが確認できるものであれば、スコアの表示されたウェブサイトをプリントアウトしたものでも可）を提出する必要がある。

ります。

Q8： 受験日が 2016 年 11 月 1 日以降の IELTS 6.0 のスコアの語学能力証明書を応募書類として提出予定です。学内応募語学基準 (IELTS 5.5) は満たしていますが、希望先大学 (「協定校 A」とする。) の語学要件 (IELTS 6.5) は満たしていません。この場合、希望先大学に協定校 A を記入できますか？

A8： 一次募集では、希望先大学に協定校 A を記入できません。応募時点で希望先大学が定める語学要件を満たしていることは、一次募集においては、必須の条件となっています。なお、追加募集 (二次募集及び三次募集) については、応募時点で希望先大学が定める語学要件より TOEFL iBT 総合 10 以内又は IELTS 総合 1.0 以内不足する場合でも応募可能です。

Q9： 受験日が 2016 年 11 月 1 日以降の TOEFL iBT 69 のスコアの語学能力証明書を一次募集の応募書類として提出予定です。学内応募語学基準 (TOEFL iBT 70) は満たしていませんが、希望先大学 (「協定校 B」とする。) の語学要件 (TOEFL iBT 64) は満たしています。この場合、希望先大学に協定校 B を記入できますか？

A9： 一次募集では、希望先大学に協定校 B を記入できません。派遣先大学において英語で学習する場合、希望先大学の語学要件が本学の学内応募語学基準より低く設定されている場合でも学内応募語学基準を満たす必要があります。なお、追加募集 (二次募集及び三次募集) では、応募書類、本学の成績、語学力、面接等により総合的に評価した結果、希望先大学が定める語学要件は満たし本学学内応募語学基準を満たさない者を候補生とすることがあります。

Q10： 現在、2018 年 6 月に受験した IELTS 5.5 のスコアを持っています。希望先大学 (「協定校 C」とする。) の語学要件 (IELTS 5.5) 及び学内応募語学基準 (IELTS 5.5) は満たしていますが、学内派遣語学基準 (IELTS 6.0 相当) は満たしていません。候補生となった場合、派遣前までに IELTS 6.0 以上のスコアをとるまで IELTS を受験し続ける必要がありますか？

A10： いいえ。この場合、IELTS 試験受験目的が学内派遣語学基準のクリアのみということであれば、候補生決定後に IELTS 6.0 以上のスコアをとるまで IELTS を受験し続ける必要はありません。候補生決定後は、学内派遣語学基準を満たすスコアの提出は不要ですが、TOEFL iBT 80 相当以上又は IELTS 6.0 相当以上の語学力を備えられるよう、候補生決定後も引き続き語学力の向上に取り組んでください。

Q11： 語学能力試験の有効期限が 2018 年 12 月 1 日です。候補生となった場合、協定校への申請時には語学能力試験の有効期限が切れていますが、試験を受けなおす必要がありますか？

A11： 受験日が 2016 年 11 月 1 日以降の語学能力試験の結果であれば、学内応募はできますが、候補生となった場合は、協定校への申請時までに協定校の語学要件を満たす有効な語学スコアの証明書を提出する必要があります。

Q12： 非英語圏の協定校で英語により学修したいですが、その国・地域で使われている言語のスコアの提出も必要ですか？

A12： 「別紙 2019 年度 交換留学 (派遣) 対象大学一覧」の「英語による授業」欄に○印がある協定校で英語により学修する場合は、「授業で使用される言語」欄に英語以外の言語の記載があっても、原則として英語のスコアで応募可能です。ただし、派遣先における学修及び生活を十分に行うことができる語学力を有することが応募

条件となっているため、「要相談」欄に◎印がある協定校や英語による授業が十分に開講されていない協定校などを希望する場合は、学内選考時に、現地で使用される言語の学習履歴等の提出が追加で必要となることがあります。

Q13： 別紙「2019 年度 交換留学（派遣）対象大学一覧」で「要相談」欄に◎印がある協定校（「協定校D」とする。）に興味がありますが、その国で使われている言語や現地事情の学習歴はありません。現地で使われている言語や現地事情の学習歴などなくても問題ないでしょうか。

A13： 「要相談」欄に◎印がある協定校については、特に十分な相談や準備、派遣についての特別な調整が必要となる場合があるため、応募前に本学国際教育課留学交流係にメールで相談することとなっており、相談の結果、学内選考時に、現地で使用される言語についての証明書や学習履歴等の提出が追加で必要となることもあります。

【成績要件について】

Q14： 協定校の要件 GPA 2.5/4.0 とは何ですか？

A14： GPA を 4 段階で換算した結果が 2.5 以上であることという意味です。協定校によって対象となる期間や計算方法が異なりますが、協定校から計算方法について指定がない場合は、本学では、通算で、秀＝4、優＝4、良＝3、可＝2、不可＝0 で計算しています。

$$(4 \times \text{秀の修得単位数} + 4 \times \text{優の修得単位数} + 3 \times \text{良の修得単位数} + 2 \times \text{可の修得単位数}) \div \text{総履修登録単位数}$$

【奨学金について】

Q15： JASSO 奨学金の成績係数の計算方法を知りたいです。

A15： 本学では、秀＝3、優＝3、良＝2、可＝1、不可＝0 で計算しています。JASSO 奨学金の場合、対象となる期間は、通算ではなく、JASSO 対象者選考時（本学の場合は留学開始年度）の前年度の成績のみであり、例えば 2019 年度交換留学（派遣）の場合は、平成 30 年度（2018 年度）の成績のみが対象となります。

$$(3 \times \text{秀の修得単位数} + 3 \times \text{優の修得単位数} + 2 \times \text{良の修得単位数} + 1 \times \text{可の修得単位数}) \div \text{総履修登録単位数}$$

【その他】

Q16： 倍率はどのくらいですか

A16： 2018 年度交換留学（派遣）一次募集の応募状況及び派遣実績は学生センター 2 階留学交流係窓口で閲覧できます。

【参考情報： 追加募集（二次募集、三次募集）について】

Q17： 《二次募集の場合》 現在、2018 年 6 月に受験した IELTS 5.5 (R6.5 L5.5 S4.5 W4.5) のスコアを持っていますが、このスコアは二次募集対象となっている希望先大学（「協定校E」とする。）の語学要件（IELTS 6.5

(R6.0 L6.0 S6.0 W6.0))を満たしていません。この場合、二次募集で希望先大学に協定校Eを記入できますか？

A17： 補欠候補生は、応募書類、本学の成績、語学力、面接等により総合的に評価した上で、応募時の語学能力試験総合スコアが希望先大学の定める語学要件に TOEFL iBT 総合 10 以内又は IELTS 総合 1.0 以内不足する者の中から空き枠数の範囲内で選ばれることがあります。質問のケースでは、希望先大学の定める語学要件に Overall で 1.0、L で 0.5、S で 1.5、W で 1.5 不足しています。セクションで 1.5 以上不足していたとしても、Overall で 1.0 以内不足であれば希望先大学として記入することができます。

Q18： 【二次募集、三次募集のみ】第一希望大学への留学を大変強く希望していますが、現在持っているスコアは第一希望大学の定める語学要件に TOEFL iBT 3 点足りません。一方、第二希望大学は希望先大学の語学要件及び校内応募語学基準を満たしています。二次募集の場合、補欠候補生となる可能性があるということなので第一希望大学の補欠候補生となることを望んでいますが、第一希望の補欠候補生となることなく、第二希望大学の候補生になってしまう可能性はありますか。

A18： はい、あり得ます。まず先に候補生が割り当てられ、その後に、残った募集枠数の範囲内で補欠候補生の割り当てを行います。よって、例えば第二希望大学を希望する者がほかにいなかった場合は第二希望大学の候補生となる可能性があります。しかし、第二希望大学を希望する者が募集枠数を上回る人数いた場合は、第二希望大学の候補生とならず、第一希望大学の補欠候補生選考の対象となる可能性があります。なお、第二希望大学の候補生に決定した後に、第一希望大学の枠に空きがあることがわかったとしても、候補生決定後は、原則として辞退は認められず、第二希望大学の候補生を辞退して第一希望大学の補欠候補生となることはできません。